

※閲覧を希望される方は、この申込書に記入の上、建築住宅課までお越しください。

不動産鑑定業者名簿等閲覧申込書

申込日 令和 年 月 日

[illegible]

閲覧時の注意事項

- 1 業者を特定するため、閲覧する業者の登録番号及び名称又は商号を記載してください。
- 2 一度に閲覧できる件数は10件以内です。
- 3 閲覧所（建築住宅課）以外の場所での閲覧は禁止します。
- 4 閲覧書類を汚損・破損しないように注意してください。
- 5 閲覧所（建築住宅課）内での飲食は禁止します。
- 6 閲覧書類は、閲覧終了後すぐに直接係員に返却してください。
- 7 閲覧以外の業務も行っておりますので、お待ちいただく場合があります。
- 8 閲覧に際して係員の指示に従わない場合は、閲覧を停止することがあります。